

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第3回城北地区)**

□日 時：平成 27 年 7 月 24 日 (金) 18:30～20:25

□会 場：城北コミュニティセンター

□参加市民：8 名 (地元区長他)

□市民会議側参加者 (事務局含む)：6 名

□意見交換 (主な意見等)

- ・われわれ区長が全部 (住民) に周知をするのはそう簡単にいかない。地区の老人会に (自治基本条例についての) 話題を出してみたが、反応はなかった。
- ・草案を見ると、いろいろな意見が出ているようだが、漠然としてわからない。
- ・憲法という説明があったが、若松市の条例じゃないのか？他の条例と整合はとれるのか。
⇒市の憲法にしたい。他の条例とは整合をとっていく。
- ・憲法をつくるというが、議員がつくる (議決) するのではないのか？
- ・マニュアル、ルールというが、これで (地域の課題が) 解決できるのか？
⇒今後、行動していくのは市民
- ・ピンとこない。
- ・ (地域の課題という) 若い人が地域活動に参加しないこと。町内の役員も兼任ばかり。
- ・条例よりもむしろ「議員との意見交換会」を増やせばいいのではないか。
- ・旧市内には昔から住んでいる人ばかり、若い人の勤める場がないというのがやはり基本的な問題。そこを最初にやらないといけない。

以上